

## 第3編

# 基本計画

(分野別計画)

体系図

| 章                                   | 節                           | 項  | 施策   |
|-------------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 1<br>自立したまちづくり<br>(自立・協働)           | 1 協働のまちづくりの推進               | 1 コミュニティ活動の活性化<br>2 情報化と情報公開の推進  | 1 コミュニティ活動の推進/2町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進<br>1 情報化の推進/2情報公開の推進   |
|                                     | 2 交流と広域によるまちづくりの推進          | 1 交流によるまちの活性化<br>2 広域行政の推進   | 1 地域間交流の推進/2国際交流の推進/3広域的な交流の促進<br>1 多様な広域行政の推進   |
|                                     | 3 地方分権に対応した健全な行政運営の推進       | 1 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進  | 1 計画行政の推進/2行政改革の推進/3行政事務の合理化/4職員能力の向上/5健全な財政運営の推進  |
|                                     | 4 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進     | 1 定住総合対策の推進  | 1 定住対策の総合的な推進/2やまきた定住相談センター事業の推進/3空き家バンク事業の推進  |
| 2<br>学びと歴史文化を生かしたまちづくり<br>(教育文化)    | 1 次代を担う子どもの教育・青少年の育成        | 1 幼児教育の充実<br>2 小学校・中学校教育の充実<br>3 地域教育力の活用<br>4 次代を担う青少年の健全育成               | 1 教育環境・教育内容の充実/2家庭教育の充実<br>1 学校施設等の整備/2教育内容の充実/3社会の変化に対応した教育の充実/4特別支援教育と家庭教育の充実<br>1 交流の推進/2就学の機会の充実<br>1 交流の促進/2活動の支援   |
|                                     | 2 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進       | 1 生涯学習の充実<br>2 生涯スポーツの充実<br>3 文化活動の推進                                      | 1 生涯学習の総合的な推進/2生涯学習センターの充実<br>1 スポーツ活動の推進/2スポーツの場の整備と活用<br>1 文化活動の推進/2文化財の保護と活用  |
|                                     | 3 人権尊重のまちづくりの推進             | 1 男女共同参画社会の推進<br>2 人権尊重のまちづくりの推進   | 1 男女共同参画社会の推進<br>1 人権尊重のまちづくりの推進   |
| 3<br>健康と福祉のまちづくり<br>(保健福祉)          | 1 健康づくりの推進                  | 1 健康づくり事業の充実<br>2 保健サービスの充実  | 1 健康づくり活動の充実/2健康教育、相談等の充実/3食育の推進<br>1 ライフサイクルに応じた保健活動の推進/2保健活動推進体制の整備/3母子保健事業の充実   |
|                                     | 2 地域医療体制の充実                 | 1 医療体制の充実<br>2 社会保障の充実   | 1 医療体制の充実/2救急、災害時医療体制等の充実<br>1 国民健康保険の充実/2後期高齢者医療の充実/3国民年金制度の推進  |
|                                     | 3 地域福祉の推進                   | 1 地域福祉の推進<br>2 低所得者福祉の充実   | 1 地域福祉活動の推進/2ボランティア活動の促進/3安心・安全なまちづくりの推進<br>1 相談指導体制の充実/2生活の安定   |
|                                     | 4 児童福祉の推進                   | 1 子育て支援・児童福祉の充実  | 1 地域における子育て支援/2子育て支援の総合的推進/3町民のニーズに対応した保育サービスの充実/4遊び場の整備/5子どもの居場所づくりの推進/6ひとり親家庭への支援/7児童虐待の防  |
|                                     | 5 高齢者福祉の推進                  | 1 高齢者福祉の充実<br>2 介護保険の充実  | 1 生きがいと健康づくりの推進/2在宅福祉サービスの充実/3高齢者の暮らしやすい生活環境の整備・移動手段の整備/4高齢者虐待の防止<br>1 制度の啓発と相談体制の充実/2介護サービスの質の確保と向上/3健全な財政運営の推進   |
|                                     | 6 障がい者福祉の推進                 | 1 障がい者福祉の充実  | 1 障がいの早期発見、早期対応/2生活支援体制の充実/3自立活動の支援  |
| 4<br>安全安心で住みよいまちづくり<br>(防災・防犯・生活環境) | 1 災害に強い安全安心のまちづくりの推進        | 1 交通安全対策の充実<br>2 防災対策の強化<br>3 消防・救急体制の充実<br>4 地域安全対策の充実<br>5 安心できる消費生活の確立  | 1 交通安全意識の向上/2交通安全施設の整備/3安全な道路環境づくり<br>1 防災対策の推進/2減災対策の推進/3公共施設の老朽化対策/4防災意識の啓発/5自主防災組織等の育成、強化/6帰宅困難者対策の充実<br>1 消防力の強化/2火災の未然防止/3救急体制の強化<br>1 地域防犯活動の充実/2防犯灯の整備<br>1 消費者教育の推進/2消費者団体の支援              |
|                                     | 2 森林と清流を生かした環境にやさしいまちづくりの推進 | 1 人と自然が共に生きるまちづくり<br>2 豊かな自然環境の保全<br>3 廃棄物の適正処理<br>4 環境衛生の向上<br>5 快適な環境の創造 | 1 都市計画の推進/2環境にやさしいまちづくりの推進/3地球温暖化防止対策の推進/4新エネルギー導入の推進/5環境教育の推進<br>1 水源の森林づくりの推進/2野生動物の保護/3河川整備の推進/4小川、河川、湖の環境整備<br>1 分別収集の推進/2ごみ処理広域化の推進<br>1 不法投棄の防止/2有害虫の駆除/3ペットの飼主マナー向上対策の充実<br>1 環境問題に対する指導、啓発 |
|                                     | 3 快適な居住環境の整備                | 1 良好な住宅環境の構築<br>2 上水道の整備<br>3 生活排水処理施設の整備<br>4 公園・緑地の整備                    | 1 住宅地の整備/2町営住宅の整備<br>1 水質の確保/2水量の確保/3水道施設の整備/4管理体制の強化/5町民サービスの向上<br>1 公共下水道の整備/2合併処理浄化槽の整備/3し尿処理の適正化<br>1 住区基幹公園の整備/2河村城址歴史公園の整備/3山北つづらの公園(仮称)の整備促進  |
|                                     | 4 土地の有効活用                   | 1 活用と保全の調和した土地の有効利用  | 1 総合的、計画的な土地利用の推進/2定住・生活・就業拠点創出エリアの整備/3交流ゲート・産業振興エリアの整備/4山里定住交流環境形成エリアの整備/5自然共生型定住・観光エリアの整備/6水源を生かした観光再生エリアの整備   |
|                                     | 5 利便性の高い交通基盤の整備             | 1 公共交通機関の充実<br>2 幹線道路の整備<br>3 生活道路の整備<br>4 道路環境の整備                         | 1 公共交通網の整備/2駅及び駅周辺の整備<br>1 高速道路の整備促進・インターチェンジの設置/2県道の整備促進/3広域幹線道路等の整備促進<br>1 町道の整備/2農林道の整備<br>1 安全、快適な道路環境の整備  |
| 5<br>地域の魅力を高める活力あるまちづくり<br>(産業振興)   | 1 活力と魅力ある農林業の振興             | 1 農業の振興<br>2 林業の振興<br>3 畜産業の振興<br>4 水産業の振興                                 | 1 安定した農業経営の確立/2農地の保全と農業基盤の整備/3特色ある農業の振興<br>1 水源の森林づくり事業の推進/2林業基盤の整備と林業の活性化/3多様な森林利用の推進<br>1 営農環境の向上<br>1 増殖事業の強化・養殖事業の振興   |
|                                     | 2 自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興 | 1 観光の振興<br>2 観光ネットワーク化の推進<br>3 観光推進体制の整備                                   | 1 観光マスタープランの推進/2三保ダム・丹沢湖周辺の整備/3歴史と自然にふれあう公園整備/4つづらの・大野山周辺地域の整備/5水源地域交流の里づくりの推進<br>1 観光ルートの整備/2ウォーキング・ハイキングコース、登山道の整備<br>1 観光情報の発信強化/2観光協会等の支援  |
|                                     | 3 地域の活力を創る商業の振興             | 1 商業の振興  | 1 山北駅・東山北駅周辺整備の推進/2商業経営の充実   |
|                                     | 4 優れた資源を生かした鉱工業の振興          | 1 工業の振興<br>2 鉱業の振興   | 1 企業立地の促進/2工業の活性化/3環境対策の充実<br>1 砂利採取事業の促進/2山砂利採取跡地の有効活用  |
|                                     | 5 働きやすい環境づくり                | 1 働きやすい環境づくり   | 1 働きやすい環境の推進   |

# 第1章

## 自立したまちづくり

### (自立・協働)

#### 第1節 協働のまちづくりの推進

- 第1項 コミュニティ活動の活性化
- 第2項 情報化と情報公開の推進

#### 第2節 交流と広域によるまちづくりの推進

- 第1項 交流によるまちの活性化
- 第2項 広域行政の推進

#### 第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

- 第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

#### 第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

- 第1項 定住総合対策の推進



# 第1章 自立したまちづくり (自立・協働)

## 第1節 協働のまちづくりの推進

### 第1項 コミュニティ活動の活性化

#### ◎ 基本方針



自治会などのコミュニティ(地域社会)活動を通じて、協働のまちづくりへの町民参画を促進します。また、公共施設や集会所等の有効利用によってコミュニティ環境づくりを進め、町民自らが主体的に地域課題の解決に取り組む、多様なコミュニティ活動が活発なまちづくりを進めます。

#### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆山北町では自治会が中心となって地域の行事、まちの美化活動、防災・防犯活動などが進められていますが、少子高齢化の進展に伴い、地域での助け合いがなければ解決できない問題が益々増えています。こうした中、今後も自治会による積極的な取り組みが期待されています。
- ◆自治会に関しては、個人の価値観の多様化や核家族化の進展、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、自治会加入率の低下によるコミュニティ活動への影響が懸念されています。また、年金支給年齢の高齢化にリンクする定年の高齢化が担い手不足・担い手の高齢化をもたらし、自治会の活性化が大きな課題となっています。
- ◆町民ニーズも多様化して、身近な地域課題への合意形成も以前より困難になっていることから、協働のまちづくりの必要性が高まっています。
- ◆町民と行政との信頼を高め、まちづくりの協働体制を築いていくために、わかりやすい情報の提供を進め、町民提案による協働事業などについて検討していく必要があります。



#### ◎ 施策と事業

##### 1 コミュニティ活動の推進

- ◆自治会の活動及びその連携に対する支援や適正規模の組織となるよう自治会の合併を促進します。
- ◆自治会や連合自治会と連携して、自治会の加入率向上のため様々な取り組みを行います。
- ◆自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけます。
- ◆まちづくり活動を行う地域づくり委員会やNPOなどが行う、地域間交流活性化活動を支援します。
- ◆コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。

| 主な事業               | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
|                    | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 自治会活動の支援           | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 地域間交流活性化事業*の推進     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| ボランティア組織・NPO団体への支援 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 集会所等の整備に対する助成      | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### 2 町民やコミュニティと連携したまちづくりの推進

- ◆町民や企業・事業所などと行政との協働のまちづくりを推進します。
- ◆まちづくりに関する情報を町民にわかりやすい形で提供します。
- ◆各種委員会や審議会等における積極的な町民参加を図ります。
- ◆空き店舗などを活用した活動拠点の整備を促進します。
- ◆鉄道のまちやまきたを生かしたまちづくりを推進します。

| 主な事業                     | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------------------|--------|------|------|------|------|
|                          | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 自治基本条例に基づくまちづくりの推進(町・町民) | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 町民と町長との地域座談会の開催          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

#### ◎ 指標



| 指標            | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------|----|----------|----------|
| 自治会への加入率      | %  | 85       | 90       |
| 地域間交流活性化事業の支援 | 件  | 2        | 4        |

\*地域間交流活性化事業: 山北町の恵まれた自然環境や先人から培われた文化を活用し、各地域の活性化を図るため、地域づくり委員会などが地域の活性化事業や交流活性化に資する事業を行う際、そのまちづくり活動に対し助成金を交付する事業。

## 第2項 情報化と情報公開の推進

### ◎基本方針



情報化社会に対応した情報通信基盤の整備とともに、情報の受発信の拡大を図り、町民ニーズの高い情報化事業を展開して、暮らしに情報が息づくまちを目指します。

自治基本条例の理念の下、適正な情報公開とわかりやすい情報の提供を進め、町民と行政との信頼を高めながら、町民参加の仕組みづくりや町民との協働体制の確立を目指します。

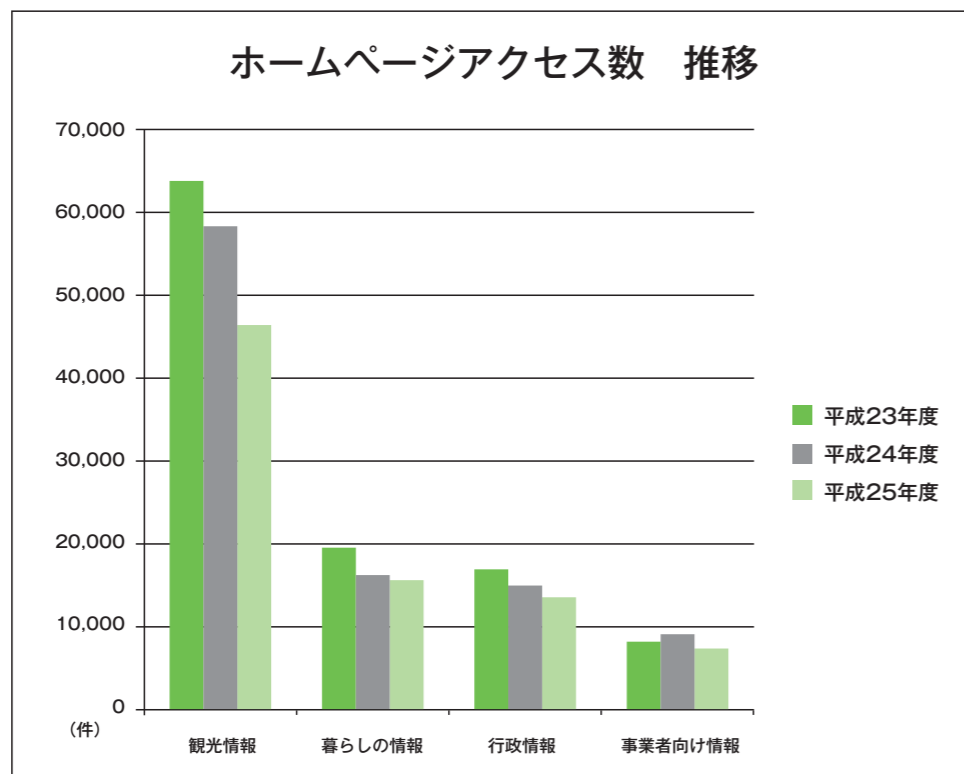
### ◎現状と課題・必要性



◆近年の情報通信技術の進展は著しく、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」自由に情報を取得し、利用できる社会に向かっています。そのため、情報化社会への迅速かつ柔軟な対応により、町民生活に支障を来たさないよう積極的に取り組む必要があります。

◆公正で透明性の高い開かれた町政を進めるため、行政情報をホームページや広報紙などにより積極的な提供に努めます。

◆情報公開条例と個人情報保護条例を適正に運用します。



資料:企画財政課

### ◎施策と事業



#### 1 情報化の推進

- ◆地域社会の情報化を推進するため、地域情報化計画の策定を検討します。
- ◆携帯電話通話可能エリア拡大を促進します。
- ◆防災行政無線設備を有効活用します。
- ◆町民に行政・災害・犯罪情報を伝えるため、広報紙、ホームページ、あんしんメール、tvk データ放送の内容充実を図ります。
- ◆個人情報保護条例の適正な運用と情報セキュリティ対策を進めます。

| 主な事業         | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------|--------|------|------|------|------|
|              | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 地域情報化計画の策定検討 |        | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 町ホームページの充実   | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

#### 2 情報公開の推進

- ◆情報公開条例を適正に運営し、町民の知る権利を確保します。
- ◆各種行政文書の整理や保管文書目録の電子化を進めます。
- ◆報道機関への情報提供の強化に努めます。

| 主な事業           | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|----------------|--------|------|------|------|------|
|                | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| パブリックコメント制度の充実 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| やまどり通信*の充実     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### ◎指標



| 指標           | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|--------------|----|----------|----------|
| ホームページアクセス件数 | 件  | 99,000   | 120,000  |
| やまどり通信発信件数   | 件  | 25       | 50       |

\*やまどり通信: 町のイベント等の情報を、県西地区に事務所がある、テレビ局や新聞社に対して、FAXで送信し、情報提供をすること。

## 第2節 交流と広域によるまちづくりの推進

### 第1項 交流によるまちの活性化

#### ◎基本方針



森林と清流など、豊かな自然環境や歴史・地域文化を生かしながら、多彩な地域間交流や国際交流を進め、交流によるまちの活性化を目指します。

神奈川県最西部に位置する町として静岡県、山梨県に隣接していることから広域交通拠点を整備するとともに、生活・文化圏の実態に基づき、近隣市町村との連携を強化し、広域的な交流を進めます。

#### ◎現状と課題・必要性



◆厳しい経済情勢が続いているなかで、町の活力や新たな文化を創造していくためには、様々な交流活動をまちづくりにつなげていくことが重要になります。

◆貸(市民)農園や農林業体験学習など「農」や「林」を通じた様々な交流事業や、品川区民と町民との交流や新潟県村上市(旧山北町)との産業交流を継続して進めるとともに、川崎市交流事業や水源地域交流事業などを通じて都市住民の水源地域に対する理解を深めるように努めています。今後も継続して、こうした取り組みを充実していく必要があります。

◆幼稚園、保育園、小・中学校における国際理解教育の一環として、外国人補助教師を積極的に登用し国際化にふさわしい人材の育成とともに、身近に国際化を受け止める環境づくりを進めていく必要があります。

◆富士・箱根・伊豆へと連なる豊かな自然や歴史、文化などに恵まれた地域資源を生かし、観光や産業などの魅力と活力のある広域的な交流圏づくりを目指し、SKY(スカイ)広域圏<sup>\*</sup>による県際交流を進めています。

◆丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などの資源の有効活用を図り、広域的な交流を促進するため、県西地域や山梨県、静岡県などの隣接する市町村とこれまで以上の連携の充実を図る必要があります。

<sup>\*</sup>SKY(スカイ)広域圏:静岡県(S)、神奈川県(K)、山梨県(Y)の3県に跨る富士箱根伊豆地域を中心とした圏域を指す。

#### ◎施策と事業



##### 1 地域間交流の推進

- ◆山北町の特色を生かして、町内外の地域間交流を進めます。
- ◆地域間交流を活発にするための方策を大学等と連携して検討します。
- ◆山北町の歴史や文化を生かした新たな姉妹都市交流を検討します。
- ◆スポーツや文化活動を通じた団体交流活動を支援します。

| 主な事業  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---|--------|------|------|------|------|
|   | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 水源地域と都市住民との交流                                 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| やまなみ五湖 <sup>*</sup> 水源地域交流の里づくり計画等に基づく各種事業の実施 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 団体交流活動への支援                                    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### 2 国際交流の推進

- ◆外国人補助教師による幼児・児童・生徒の国際理解教育を推進します。
- ◆外国人の生活しやすい環境の整備を推進します。
- ◆海外から訪れる外国人との交流活動を促進して、山北町の魅力を海外に発信し、異文化理解を深めます。

| 主な事業               | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
|                    | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 幼児・児童・生徒の国際理解教育の推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### 3 広域的な交流の促進

- ◆魅力と活力ある広域圏を目指してSKY広域圏による県際交流を進めます。
- ◆首都圏の幅広い地域との特色ある交流を進めます。
- ◆山梨、静岡、神奈川の三県をつなぐ交通基盤整備を促進します。

| 主な事業    | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------|--------|------|------|------|------|
|         | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 県際交流の推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

#### ◎指標



| 指標                  | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------------|----|----------|----------|
| 水源地域と都市部との交流イベント参加者 | 人  | 50       | 70       |

<sup>\*</sup>やまなみ五湖: 神奈川県の北西部にある相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖そして丹沢湖の5つの人造湖を指す。

## 第2項 広域行政の推進

### ◎基本方針



町民の生活圏の広域化や多様化する広域的な行政需要に適切に対応していくために、より良い広域的な連携のあり方を検討しながら、広域行政を推進するとともに、森林と清流のまちの特性を生かし、魅力ある圏域づくりを進めます。

### ◎現状と課題・必要性



- ◆町民の日常生活圏の拡大に伴い、行政需要も多様化、高度化しており、行政課題ごとに広域的な連携が必要になっています。
- ◆これまで足柄上地区1市5町などによる一部事務組合により、し尿やごみ処理、消防などに対応してきました。そして、消防については、平成25年3月に県西地域2市5町で広域化を実現し、消防力の強化を図りました。また、県西地域2市8町で神奈川県西部広域行政協議会を組織し、広域的課題への対応を目的とした調査・研究を進めるとともに、広域連携事業の推進に係る協議を行っています。
- ◆葬祭施設は町民の生活において必要不可欠な施設であり、重要な公共サービスを担うものです。県西地域2市5町では、小田原市が事業主体となり現斎場敷地に小田原市斎場を建て替えることを決定しましたが、引き続き2市5町で広域の枠組みを継続し、平成30年の供用開始に向けて協議を行っていく必要があります。
- ◆町民の生活圏の広域化に対応した広域行政サービスのネットワークをさらに充実しながら、魅力ある圏域づくりや市町合併の可能性を含め、より良い広域的な連携のあり方についての検討を進め、広域行政の推進強化を図っていく必要があります。
- ◆県では「未病を治す」をキーワードに県西地域の地域資源をつなげて、大きな魅力を創りだし、新たな活力を生み出すためのプロジェクトを進めています。

### ◎施策と事業



#### 1 多様な広域行政の推進

- ◆近隣市町と一部事務組合等と連携して行政サービスの充実を図ります。
- ◆神奈川県西部広域行政協議会や足柄上地区広域行政協議会等を活用した広域行政を進めます。
- ◆小田原市と1市5町が連携して小田原市斎場の建設を促進します。

| 主な事業                                   | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--|--------|------|------|------|------|
|  | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 一部事務組合等による広域的な行政サービスの充実(町・事務組合)        | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 神奈川県西部広域行政協議会等による広域的な行政課題の調査・研究(町・協議会) | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 新たな小田原市斎場の事務広域化の推進(町・協議会)              | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |



## 第3節 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

### 第1項 効率的な行政運営と健全な財政運営の推進

#### ◎基本方針



地方分権に対応した自主的、自立的かつ効率的な行政運営を推進するため、積極的に行政改革に取り組むとともに、社会経済情勢の変化などに柔軟に対応し、かつ多様化する行政需要に的確に対応した、効率的な計画行政を進めます。

時代の要請や町民ニーズに弾力的に対応できる質の高い行政サービスを提供するため、財政運営の効率化や民間経営の視点に立った財政構造の体質強化を図るとともに、公会計制度\*の導入などによりわかりやすい情報を提供します。

#### ◎現状と課題・必要性



- ◆自主的、自立的かつ効率的な行政運営を推進するため、新たな行政改革大綱や定員適正化計画を策定し、機構・組織の見直しなど、積極的な行政改革に取り組んでいます。
- ◆地方分権改革の動向や社会経済情勢の変化などに柔軟かつ適切に対応しながら、多様化する行政需要の拡大に的確に対応していくために、行政改革をさらに進め、効率的な行政運営を進める必要があります。
- ◆効率的な行政運営を進める上で行政評価は有効な手段です。行政評価とは、「企画」→「実施」→「評価」→「対処」を循環させ、継続的に業務改善をしていくことで、事業の効率化や見直しをすることができます。しかし、行政評価も、「評価しっぱなし」になるケースが先行事例で多く見受けられますので、継続される行政評価の仕組みづくりを構築する必要があります。
- ◆政策課題に対処するため、事務事業全般にわたり、その必要性・重要性・効率性等の検証を行いつつ、人員、予算などの限られた行政資源を適切に配分していく必要があります。
- ◆固定資産税の適正な課税を実施するため、評価替えに合わせて、航空写真の撮影を計画的に実施していく必要があります。

\*公会計制度: 地方公共団体の経済活動を公表し説明責任を果たすこと。具体的には財務4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)の作成。また、関係団体を結合した連結財務諸表を作成し行政サービス提供主体財務状況を一体的に把握できるようにする。

- ◆役場庁舎内LAN\*の活用や財務会計、公有財産管理などのシステムにより、行政事務の合理化を図るとともに、町村情報システムの運用推進を図ります。
- ◆国が実施する番号制度(マイナンバー)\*は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるというこの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。町では個人番号及び法人番号の利用により、町民にとってより公平・公正に社会保障がきめ細やかに的確に行われ、利便性の高い社会づくりのため、国や他の自治体と連携を図りながら自主的かつ主体的に、町の特性に応じた施策を実施する必要があります。
- ◆り災証明は、法的位置づけがなされておらず、市町村固有の事務として、各市町村にその運用が任されていました。しかし、東日本大震災対応では、各市町村バラバラに発行しており、その内容もまちまちであったため、統一して発行しなければならない必要性が高まりました。また、被災者生活再建支援法において、「当該世帯が被災世帯であることを証する書面」と位置付けられ、生活再建資金の受け取りに必須となったため、一層迅速かつ正確にり災証明を発行するための措置を講じていく必要があります。
- ◆職員の能力の向上を図るために、人材育成基本方針に基づき、人事評価制度や職員提案制度の運用、専門研修の充実や政策課題に応じたプロジェクトチームによる創造的な企画・提案・調整機能の充実などに努めていますが、さらにこうした取り組みを充実していく必要があります。
- ◆健全な財政運営を堅持するため、中・長期財政計画を策定し、計画的な財政運営に取り組むとともに、町税等の公共料金滞納者の解消に向け収納率向上に努めています。
- ◆事務事業の合理化・効率化など行財政改革を推進し、継続的に経費削減に努めるとともに、財政健全化法への対応や公会計制度の導入などにより、財政状況をわかりやすく公表し、将来にわたり安定した財政運営を継続することが重要です。

#### ◎施策と事業



##### 1 計画行政の推進

- ◆総合計画に基づいた総合的・計画的な行政運営を進め、計画の進捗状況や成果を検証します。
- ◆各部門間の連携を密にした行政運営を推進します。

| 主な事業                 | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|----------------------|--------|------|------|------|------|
|                      | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 第5次総合計画の検証・見直し       | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 固定資産税評価事業 課税用航空写真の撮影 |        |      | ○    |      |      |

\*役場庁舎内LAN: 職員が使うパソコンや財務会計システムなどが接続している役場庁舎内のネットワーク。  
\*番号制度(マイナンバー): 国民総背番号制で、政府が国民全部一人ひとりに番号を付与し、個人情報管理しやすくする制度。



## 2 行政改革の推進

- ◆行政改革大綱の目標達成に向けて、職員の意識改革を図ります。
- ◆山北町自治基本条例に基づく行政評価システムを導入します。
- ◆事務事業の民間委託と民営化等を進めます。
- ◆民間のノウハウを活用した指定管理者制度を進めます。
- ◆学校跡地利用など普通財産の有効活用を検討します。
- ◆定員適正化計画に基づく、適正な配置と適材適所の人員配置を行います。
- ◆窓口でのワンストップサービスや手続きの簡素化、接遇の向上等を図り町民サービスの向上に努めます。

| 主な事業                    | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-------------------------|--------|------|------|------|------|
|                         | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 行政改革大綱の進行管理             | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 行政評価システムの構築・運用          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 職員の適性や事務量の変化に応じた適正配置の推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 住民票・諸証明等のコンビニ交付の検討      | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## 3 行政事務の合理化

- ◆戸籍情報電子化の拡大など役場庁舎内のICT化を進め、利用しやすい町民サービスを提供します。
- ◆役場庁舎内の庁内メール、グループウェアなどのイントラネット<sup>\*</sup>を活用して、事務の効率化、迅速化に努めます。
- ◆情報システムの共同利用を図るため、県内全町村で神奈川県町村情報システム共同事業組合を設立して、情報システムの共同化を行い、自治体クラウドを進めています。

| 主な事業                              | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------------------|--------|------|------|------|------|
|                                   | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 戸籍システム及び機器更新                      | ○      |      |      |      |      |
| 番号制度(マイナンバー)導入に伴うシステム改修及び各分野の利用促進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 住民税年金特別徴収システムの充実                  | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 住民税国税連携システムの充実                    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 電子申告等システムの充実                      | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 固定資産評価システムの充実                     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| り災証明発行システムの検討                     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 町村情報システムの共同運用                     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

<sup>\*</sup>イントラネット：インターネット等の技術を用いることで利便性を高め、且つアクセスできる端末を制限することで安全性を高めた庁舎内のネットワーク。

## 4 職員能力の向上

- ◆人材育成基本方針により、職員の政策立案能力を高める研修機会の充実を図ります。
- ◆研修活動への自主的な参加を促進します。
- ◆県との職員交流事業及び上郡5町職員交流事業に基づいた人事交流を行います。
- ◆職員の意見やアイデアを反映した行政運営を推進します。

| 主な事業            | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------|--------|------|------|------|------|
|                 | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 適正な人事評価制度の運用    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 研修活動への参加啓発      | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 県及び他市町との人事交流の充実 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 職員提案制度の運用       | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## 5 健全な財政運営の推進

- ◆中・長期財政計画を策定し、総合計画・行政評価と連動しながら財政の健全化を進めます。
- ◆新たな定住対策や企業の誘致等による安定的な自主財源の確保を図ります。
- ◆町の財政状況を町民にわかりやすく公表します。
- ◆町税・公共料金等の収納体制の強化に努めます。
- ◆国・県補助金等を最大限に活用します。
- ◆後年度負担を考慮した町債の適切な運用に努めます。
- ◆町有財産の有効活用と処分・売却を進めます。

| 主な事業                  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------|--------|------|------|------|------|
|                       | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 中・長期財政計画の策定           | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| ふるさと応援寄付金制度の活用        | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 企業会計的手法による新しい公会計制度の活用 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 町税・公共料金等の収納体制の強化検討    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 町税・公共料金等のコンビニ収納の検討    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標                  | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------------|----|----------|----------|
| 経常収支比率 <sup>*</sup> | %  | 84.6     | 83.0     |

<sup>\*</sup>経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための比率で、必要不可欠な経費が占める割合率が低い程、独自に使える金が多いことになり、健全な財政構造の目安は概ね70～80%で、90%以上になると財政構造が硬直化しているという状況を示す比率。

## 第4節 魅力ある定住環境を構築するまちづくりの推進

### 第1項 定住総合対策の推進

#### ◎基本方針



子育て世代をターゲットとして、山北町の特性を生かした魅力ある定住環境を充実させるため定住施策を総合的に推進するとともに、まちの魅力を町内外へ情報発信します。

#### ◎現状と課題・必要性



- ◆少子高齢化の進行や町外への転出などにより人口が急激に減少しています。また、近年では人口減少に伴う買い物環境や交通環境などの利便性の低下などから、さらなる人口減少が起きており、このような現象を早急に食い止める必要があります。
- ◆企業や町民等との連携・協力により、山北町の豊かな自然環境、住まいや子育て等の支援制度など魅力ある定住環境を情報発信するとともに、田舎暮らしなどの定住に関するニーズに応え、ワンストップサービスで定住促進を図ります。
- ◆山北駅周辺や東山北駅周辺、さらには山間部などの遊休地を活用し、民間活力による定住の受け皿づくりを促進します。



#### ◎施策と事業



##### 1 定住対策の総合的な推進

◆町の各種定住施策を横断的に進行管理し、総合的かつ効果的な定住対策を進めます。

| 主な事業               | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
|                    | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 山北町定住総合対策事業大綱の改訂   | ○      |      |      |      |      |
| 山北町定住総合対策事業大綱の進行管理 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### 2 やまきた定住相談センター事業の推進

- ◆各種定住相談のワンストップサービスを進めるとともに、町内外に定住施策のPRを行います。
- ◆町民や関係団体、企業等との連携による定住施策を推進します。
- ◆住まいづくり応援制度などによる定住支援を進めます。
- ◆若者の出会いの場づくりを支援し、定住促進につなげていきます。
- ◆定住促進に係る企業への支援方を検討します。

| 主な事業                | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------------|--------|------|------|------|------|
|                     | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| やまきた定住相談センターの運営     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 定住施策に係る情報発信事業の実施    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 住まいづくり応援事業による支援     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 婚活支援事業の実施           | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 定住対策に係る企業との意見交換会の開催 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### 3 空き家バンク事業の推進

- ◆やまきた定住協力隊\*と連携し、田舎暮らし希望者の定住を促進します。
- ◆山間部における空き家バンクの利用促進を図ります。
- ◆定住者間の交流の場づくりを進めます。
- ◆空き家バンク事業の拡充を図ります。

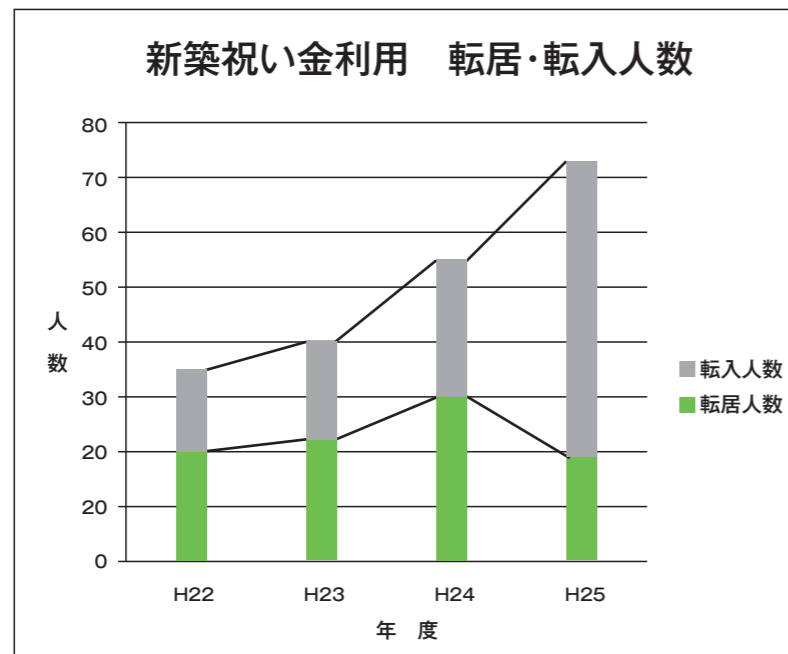
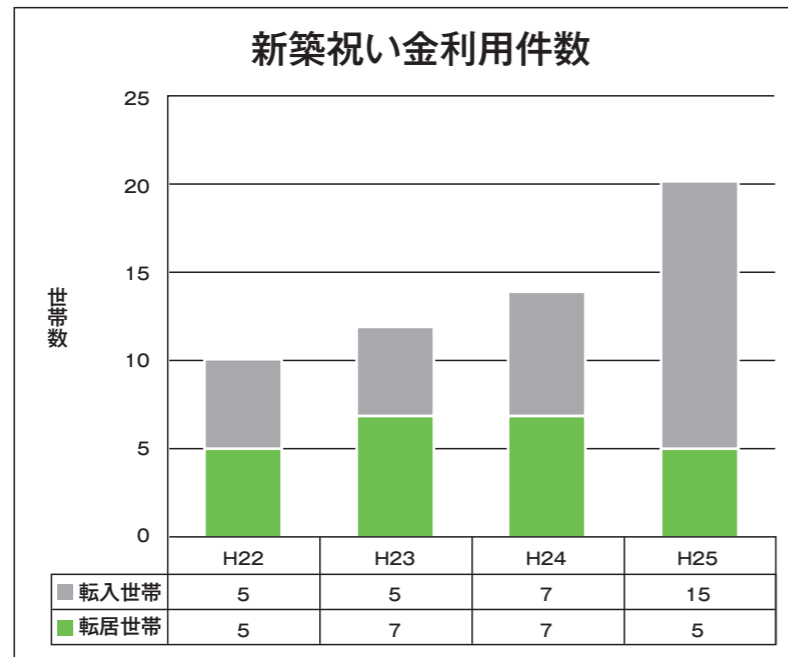
| 主な事業                    | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-------------------------|--------|------|------|------|------|
|                         | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 空き家バンクの運営               | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 宅建業者との連携による新たな賃貸住宅制度の検討 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 空き家見学ツアーの開催             | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| やまきた定住協力隊活動の実施          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

\*やまきた定住協力隊：6地区の連合自治会より推薦されたメンバーで構成している。主な活動内容としては、定住促進を図るために、地域にある空き家や空地の情報収集と併せ、現地案内などの空き家見学ツアーを実施。

◎ 指標



| 指標         | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|------------|----|----------|----------|
| 空き家バンクへの登録 | 件  | 68       | 130      |
| 新築祝い金等の交付  | 件  | 36       | 100      |



資料:定住対策室

## 第2章

# 学びと歴史文化を生かしたまちづくり

## (教育文化)

### 第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

- 第1項 幼児教育の充実
- 第2項 小学校・中学校教育の充実
- 第3項 地域教育力の活用
- 第4項 次代を担う青少年の健全育成

### 第2節 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

- 第1項 生涯学習の充実
- 第2項 生涯スポーツの充実
- 第3項 文化活動の推進

### 第3節 人権尊重のまちづくりの推進

- 第1項 男女共同参画社会の推進
- 第2項 人権尊重のまちづくりの推進



## 第2章 学びと歴史文化を生かしたまちづくり(教育文化)

### 第1節 次代を担う子どもの教育・青少年の育成

#### 第1項 幼児教育の充実

##### ◎基本方針



幼児の心身ともに健やかな成長に向けて、幼児期における教育の大切さを踏まえ、幼稚園・保育園のあり方基本方針に基づき、地域の特性を生かした創造的な教育や子育て相談などの総合的な支援を推進します。

##### ◎現状と課題・必要性



- ◆少子化を背景とした幼児の減少や共働き等による家庭の変容、家庭と地域社会との関係の希薄化など、幼児を取り巻く環境が変化してきており、子育て支援などを含めた就学前教育がますます重要になっています。
- ◆幼児が心身ともに健やかに成長するために、乳幼児学級や自然とふれあう園外保育を実施していますが、さらにこうした取り組みを充実させ、生活習慣や人とのコミュニケーション力を身につけることなどにつなげていく必要があります。
- ◆少子化の進行や育児サービスの多様化などを背景に、幼稚園と保育園の一体化について検討を続けていくとともに、幼稚園・保育園と小学校との連携を強化し、幼児がスムーズに小学校生活になじむことができる環境づくりも求められています。
- ◆子育て支援の視点から、子育て支援センター等における相談体制や保育園における低年齢児保育を充実させていますが、さらに幼稚園・保育園においても、保護者のニーズに沿った子育て相談等の常時実施や延長保育の充実などが必要になっています。

##### ◎施策と事業



#### 1 教育環境・教育内容の充実

- ◆岸幼稚園の建て替えをはじめ、幼児の教育環境に配慮した安全・安心な施設整備を行います。
- ◆効果的な園運営を行うため、山北幼稚園とわかば保育園の連携型認定こども園を開設します。
- ◆高齢者との交流など地域の資源を活用し、豊かな体験が得られる機会を積極的に進めます。
- ◆思いやりや人とかかわる力を育て、豊かな心の育ちを高める教育を進めます。
- ◆小学校との連携・交流を深め、生活の連続性や学びの連続性を重視した教育を進めます。
- ◆子どもたちの健やかな成長のために、保育園との共通の指針となるカリキュラムをつくりまします。

| 主な事業              | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-------------------|--------|------|------|------|------|
|                   | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 幼稚園施設の整備          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 幼稚園・保育園のカリキュラムの作成 | ○      | ○    | ○    |      |      |

#### 2 家庭教育の充実

- ◆行事において保護者の参加機会を増やすなど、家庭との連携を深めます。
- ◆子育て相談や保護者交流、情報交換する場を提供するなど、幼稚園、保育園で子育て支援センターと同様の役割を担います。

| 主な事業                  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------|--------|------|------|------|------|
|                       | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 家庭と地域との連携の強化による効果的な指導 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

##### ◎指標



| 指標           | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|--------------|----|----------|----------|
| 幼保合同保育研究会の開催 | 回  | 0        | 3        |

## 第2項 小学校・中学校教育の充実

### ◎基本方針



子どもたちが生涯にわたる学習の基盤と社会性を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもとで、安心して学べる学校づくりや各学校の特色を生かした教育内容の充実、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を生かす学校教育を推進します。

### ◎現状と課題・必要性



- ◆各学校では、家庭や地域に開かれた「信頼される学校づくり」に努めるとともに、毎年、研究テーマを設け、特色ある学校教育を展開しています。
- ◆今後、ますます激動することが予想される社会において、子ども一人ひとりが自分の人生を深く見つめ、基礎的・基本的な知識や技能を習得・活用させ、課題等を主体的に解決して発表できるようにしていくための能力を育みながら、社会に貢献できる、「生きる力の育成」を進めています。
- ◆近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっています。一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。この状況に対応するため、いじめ防止対策推進法に基づき各学校で学校基本方針を定め、学校・家庭・地域・関係機関が一丸となって相互に協力する関係づくりを進める必要があります。
- ◆多様化する家庭環境や地域、社会情勢などを背景に、不登校やいじめなどの子どもの悩みや問題に対応した適応指導教室の運営や、スクールカウンセラーによる相談などを実施していますが、さらに継続して取り組んでいく必要があります。
- ◆障がいのある子どもや、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援教育の推進を図ることが必要になっています。
- ◆児童・生徒が安心して学ぶことができる校舎や体育館の非構造部材等の耐震対策などの学校施設の整備を進め、さらに充実した施設整備をしていく必要があります。
- ◆児童・生徒が減少するなかで、平成26年4月には中学校を1校に、そして平成27年4月には小学校を2校に統合します。



## ◎施策と事業

### 1 学校施設等の整備

- ◆ICT教育\*を推進するため、パソコン教室及び教職員のパソコン機種を更新します。
- ◆老朽化施設の改修や門扉の設置など、学校安全管理のための施設整備を行います。
- ◆学習しやすい環境づくりや教育活動の充実のために、学校施設にエアコンを設置します。
- ◆学校給食の民間委託等の運営方式のあり方を検討します。
- ◆学校統廃合に伴う清水・三保地区の児童や生徒のスクールバスの運行については、効率的で安全・安心な運行に努めます。
- ◆遠距離通学児童・生徒に対する通学費の助成を行います。

| 主な事業                    | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-------------------------|--------|------|------|------|------|
|                         | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| ICTシステム更新事業の実施          |        | ○    | ○    |      |      |
| 学校施設のエアコン整備の実施          | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 遠距離通学児童・生徒に対する通学助成制度の実施 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 2 教育内容の充実

- ◆知識や技能の定着、学ぶ意欲や思考力・判断力などの確かな学力の向上を図ります。
- ◆学校・家庭・地域が連携した特色のある教育内容の充実を図ります。
- ◆正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食文化と生産・流通等の正しい理解を深め、食に関する指導を進めます。
- ◆授業力の向上を目指すため、校内研究会の充実を図り教職員の資質・能力を高めます。
- ◆情報教育や国際理解教育、環境や福祉、健康など横断的な視点からとらえた総合的な学習を推進します。
- ◆人権の尊重や命の大切さなど、豊かな体験活動を通して内面に根ざした道徳性を育成します。
- ◆郷土に愛着をもち、歴史と伝統文化を尊重する心を育成します。
- ◆多様な知識や技能をもつ町内外の人材を活用した学習を推進します。
- ◆幼稚園から高校まで相互連携を深めるため学校間交流を行います。
- ◆運動する楽しさを味わい実践する力を育て、体力の向上を図ります。
- ◆いじめ、不登校など子どもの悩みに対応する相談体制の充実を図ります。
- ◆いじめ問題に対して、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

| 主な事業         | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------|--------|------|------|------|------|
|              | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 小・中学校交流事業の推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 食育に関する知識の習得  | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 校外講師活用事業の実施  | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

\*ICT教育：最先端のICT機器（パソコンやインターネット、デジタルカメラ等）を活用してわかりやすい授業を実現。

### 3 社会の変化に対応した教育の充実

- ◆情報モラルを身に付け、情報手段の適切な活用を図るため、情報活用能力の向上を図ります。
- ◆国際理解教育を推進するため、外国人補助教師（A L T）等を活用した学習環境を整備します。
- ◆森林と清流など地域資源を生かした教材開発と体験学習を推進します。
- ◆環境を大切に作る心を育成する環境学習を進めます。
- ◆職場見学・体験活動などによりキャリア教育\*を推進します。
- ◆ボランティア活動などの地域教育力を活用した開かれた学校づくりを進めます。
- ◆実効性のある防災訓練に参加し防災意識を高めることで、安全・安心な生活を育みます。

| 主な事業          | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------|--------|------|------|------|------|
|               | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| ICT情報の活用能力の向上 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 環境教育の推進       | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| キャリア教育の推進     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 防災訓練・安全教育の推進  | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 4 特別支援教育と家庭教育の充実

- ◆障がいのある子どもの個性や能力を伸ばす教育を進めます。
- ◆家庭の状況に応じたきめ細かな相談・指導体制の充実を図ります。
- ◆個々の児童・生徒に対応するため、家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した教育を進めます。
- ◆相互理解を深めるため、異校種の学校間の交流事業の充実を図ります。

| 主な事業                       | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|----------------------------|--------|------|------|------|------|
|                            | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 障がいのある子どもたちの個性や能力を伸ばす教育の推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### ◎ 指標



| 指標                     | 単位   | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|------------------------|------|----------|----------|
| 国際理解教育を推進するためのA L Tの活用 | 授業時数 | 30       | 45       |

\*キャリア教育：青少年がキャリア（経験）を生かして、現在や将来の進路を見据えることなどを主眼として行われる教育。

## 第3項 地域教育力の活用

### ◎ 基本方針



地域や県立山北高等学校との交流と連携をより一層深め、相乗的に特色や魅力を高め合い、地域に密着した開かれた特色ある園・学校づくりに向けた取り組みを図ります。

### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆神奈川県では、県立高校の特色づくりや開かれた高校づくりなどが進められており、山北町では、県立山北高等学校の生徒が幼稚園・保育園等で体験学習などを行い、交流と連携を図っています。
- ◆開かれた特色ある学校づくりに向けた支援に努めるとともに、地域と学校との交流や連携をより一層深めていく必要があります。

### ◎ 施策と事業



#### 1 交流の推進

- ◆県立山北高等学校と子どもや地域の方とのスポーツ・文化活動による交流を進めます。
- ◆県立山北高等学校とともにボランティア活動の場づくりに努めます。
- ◆高齢者との交流や多様な知識や技能を有する人材を活用した学習を進めます。

| 主な事業                              | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------------------|--------|------|------|------|------|
|                                   | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| インターンシップ**・ボランティア活動への協力（町・町民）     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| カヌーマラソン、健康スポーツ大会、丹沢湖マラソン大会等への協力依頼 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

#### 2 就学の機会の充実

- ◆進路選択のために、生徒のニーズに応じた情報提供、進路相談に努めます。
- ◆就学資金貸付制度の充実による就学機会の均等化を推進します。

| 主な事業        | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-------------|--------|------|------|------|------|
|             | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 就学資金貸付制度の充実 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

\*\*インターンシップ：学生が一定期間企業の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就学体験を行う制度。

◎ 指標



| 指標                   | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|----------------------|----|----------|----------|
| 学校の教育活動におけるボランティア登録数 | 人  | 87       | 130      |



第4項 次代を担う青少年の健全育成

◎ 基本方針



学校・家庭・地域が連携し、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援します。また、多様な体験活動の場と機会を充実し、社会とかかわりながら郷土を愛する心が育まれ、青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 青少年健全育成会・青少年指導員協議会などの青少年関連団体の活動を支援するとともに、地域の人材を活用した体験教室や主体的な成人式の開催などの諸施策を進めています。
- ◆ 社会環境の変化に伴い、青少年犯罪の凶悪化・低年齢化が進むなど深刻な事態になっています。見守り活動や声かけ、また活動を発表する機会などをとおして、青少年との心の交流が図られる場づくりを進めています。
- ◆ 生活の多様化や核家族化の進行、共働き世帯の増加などによる影響で、家庭や地域の教育機能の低下が指摘されるなか、情報メディアの急速な普及と相まって、犯罪等から青少年を守り、社会の一員として健全な成長を促していくことが重要な課題になっています。
- ◆ 少子化が進み地域での交流活動が困難になりつつある状況のもと、学校・家庭・地域との連携をこれまで以上に強化し、取り組みをさらに充実しながら、望ましい生活習慣の確立など家庭での自立への基盤づくりを支援するとともに、多様な体験活動を根づかせ、社会とかかわりながら自己実現できるよう、青少年の健全な成長を支援していく必要があります。



## ◎ 施策と事業



### 1 交流の促進

- ◆ 学校行事や地域行事などを通じた青少年と地域との交流を促進します。
- ◆ 放課後の児童の居場所づくりのため、放課後子ども教室の充実に努めます。
- ◆ 夏休み期間中、小・中学生を対象に陶芸教室や茶道教室などの教室を開催し、生涯学習への関心を高めていきます。
- ◆ 町内・広域での活動の推進と町民等人材活用の啓発を推進します。

| 主な事業         | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|--------------|--------|------|------|------|------|
|              | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 青少年と地域との交流促進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 放課後子ども教室の運営  | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 2 活動の支援

- ◆ 青少年健全育成会・青少年指導員協議会の活動を支援するとともに、青少年の健全な育成を図ります。
- ◆ 青少年スポーツクラブなどの青少年団体の自主的な活動を支援します。
- ◆ 生涯学習支援者バンクの活用を図ります。
- ◆ 青少年健全育成大会の内容の充実に図るとともに、青少年指導者の支援・育成を進めます。
- ◆ 学校・家庭・地域との連携を図り、青少年が健全に育つ環境整備を進めます。

| 主な事業          | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------|--------|------|------|------|------|
|               | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 青少年スポーツクラブの支援 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 青少年指導員活動の支援   | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標         | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|------------|----|----------|----------|
| サマースクール参加者 | 人  | 425      | 500      |

## 第2節 | 生涯学習・生涯スポーツ・文化活動の推進

### 第1項 生涯学習の充実

#### ◎ 基本方針



生涯学習推進プランに基づき、町民が主体的な学習を通じて、豊かで充実した生活を送ることができるよう、多様な学習機会の充実や学習の場の確保などを図るとともに、学習で培われた力を発揮できるような地域に根ざした生涯学習の活性化を進めます。

#### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 生涯学習に対する町民ニーズなどに対応するため、生涯学習推進プランに基づき、生涯学習モデル事業や各種教室、サマースクールなどの生涯学習センター\*活動を推進するとともに、生涯学習センター登録団体の自主事業の支援、町民文化祭など生涯学習センターを利用した発表の場の提供などに努めています。
- ◆ 生涯学習センター図書室では、図書資料の充実をはじめ、インターネットによる図書の貸し出し予約及び図書の検索、さらに県図書館情報ネットワークシステムによる県下図書館との連携や情報交換など、図書室の充実を進めています。また、電子書籍の普及により、紙媒体の図書に影響が考えられるなか、図書室の役割などの研究が必要となってきます。
- ◆ 近年の高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化、余暇時間の増大のなか、町民の学習意欲が増大している一方で、自らの学習成果を地域や社会の課題解決などに生かしたいと考える人が多く増えており、生涯学習活動を支援・促進することはますます重要になってきています。
- ◆ 町民一人ひとりの能力や資質の向上をとおして、豊かな人生を享受し社会の発展に貢献できるよう、さらに多様な学習の機会と場を確保し、学習成果の評価や発表の場を充実するとともに、生涯学習関連施設の活用とその連携強化を図るなど、生涯にわたり、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果を生かし、学ぶ楽しさを実感できる環境を整えていく必要があります。

\*生涯学習センター：中央公民館は社会教育法に基づき建設されたが、平成26年4月1日から町条例に基づく生涯学習センターに変更された。



## ◎ 施策と事業



### 1 生涯学習の総合的な推進

- ◆参加しやすい講座や教室の内容の充実、学習機会の工夫に努めます。
- ◆町内の人材や各種団体、企業などとの連携を強化します。
- ◆広域における学級や講座の相互乗り入れシステムづくりを推進します。
- ◆生涯学習支援者バンクの活用による指導者・ボランティアなどの育成・確保を進めます。
- ◆養成講座などによる人材の確保、婦人会・PTAなどの自主的活動団体やグループ等の活動を支援します。
- ◆インターネットや情報紙など、多様な媒体を活用した生涯学習情報の収集と提供の充実を図ります。
- ◆自治会が行う生涯学習活動や、各団体が行う生涯学習モデル事業に対する助成制度の充実を図ります。

| 主な事業                            | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------------------------|--------|------|------|------|------|
|                                 | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 生涯学習推進協議会の支援                    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 生涯学習活動事業への支援                    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| やまぶき学級 <sup>*</sup> 等の生涯学習事業の開催 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 2 生涯学習センターの充実

- ◆活用しやすい施設改修を進めるなど、生涯学習センターの機能充実を図ります。
- ◆生涯学習センターを核とした、地域の活動拠点のネットワーク化を進めます。
- ◆図書システムの導入などにより、利用しやすい図書室の運営に努めます。
- ◆図書室の蔵書の充実を図り、利用しやすいサービスの提供に努めます。
- ◆町民文化祭などを活用した学習成果発表の場の充実を図ります。

| 主な事業          | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------|--------|------|------|------|------|
|               | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 生涯学習センター機能の充実 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標            | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------|----|----------|----------|
| 生涯学習支援者バンク登録者 | 人  | 17       | 25       |

<sup>\*</sup>やまぶき学級：高齢者が、明るく生きがいをもって高齢化社会を生きることを目的として町が実施する生涯学習講座。

## 第2項 生涯スポーツの充実

### ◎ 基本方針



森林と清流の自然豊かな環境を活用し、子どもから高齢者まで町民誰もが気軽にスポーツ活動に親しむことができる機会と場を充実し、生涯スポーツの振興を図ります。

### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆近年、健康増進や体力づくり、または余暇活動の一環として、スポーツに対する町民意識は高まる傾向にあり、スポーツの果たす役割は大きくなっていきます。
- ◆生涯スポーツ推進プランに基づき、ニュースポーツ教室や丹沢湖マラソン大会などの各種スポーツ大会の開催、カヌーマラソンなどの特色あるスポーツの普及や総合型地域スポーツクラブ活動支援などを進めています。さらにこうした施策を充実し、生涯スポーツの振興に努める必要があります。
- ◆町民誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、カヌーやウォーキングなどの自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの場の確保や既存スポーツ施設の維持管理、さらに学校施設の開放などを実施しています。
- ◆県西地域におけるスポーツ施設の相互利用を行っていますが、町民から要望が多い総合体育館をはじめ、一般開放プールなどの施設のあり方については、広域的な利用も含め、引き続き調査研究を進める必要があります。



## ◎ 施策と事業



### 1 スポーツ活動の推進

- ◆ 町民誰もがいつでも、どこでも楽しめる健康づくりのためのスポーツを推進します。
- ◆ パークゴルフ大会を開催するなど、幼児から高齢者まで健康づくりにつながる環境づくりを進めるとともに、パークゴルフ場の利用者拡大を図ります。
- ◆ ニュースポーツの啓発と推進を図ります。
- ◆ 総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。
- ◆ スポーツ団体・クラブなどの活動を支援します。
- ◆ スポーツイベントへの参加促進とイベントによる町内外の幅広い交流を推進します。
- ◆ スポーツ推進委員や青少年スポーツ指導者の研修の実施や活動の場の確保を図ります。

| 主な事業                                  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|---------------------------------------|--------|------|------|------|------|
|                                       | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| パークゴルフ普及推進、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツ推進プランの推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| スポーツ推進委員の活動支援                         | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 2 スポーツの場の整備と活用

- ◆ 森林と清流を生かした活動しやすいスポーツの場の整備を進めます。
- ◆ 小・中学校の体育施設の整備など、スポーツ施設の充実を図ります。
- ◆ パークゴルフ場のコース整備を実施するとともに、利用しやすい運営に努めます。
- ◆ 学校体育施設を地域へ開放します。
- ◆ 県西地域における施設の相互利用の促進と情報提供の充実を図ります。
- ◆ 観光と連携したカヌーのまちづくりやスポーツイベントを開催します。

| 主な事業            | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------|--------|------|------|------|------|
|                 | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| パークゴルフ場のコース整備   | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 県西地域スポーツ施設の相互利用 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標         | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|------------|----|----------|----------|
| カヌーマラソン参加者 | 艇  | 198      | 250      |

## 第3項 文化活動の推進

### ◎ 基本方針



町民の自主的で活発な文化活動を促していくために、文化団体等の活動の支援や成果発表の場と鑑賞の機会を充実するとともに、文化遺産への理解と保護意識の啓発を図りながら、積極的な活用を進めます。

### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲の高まりに応え、町民文化祭などを通じて、文化団体などの発表の場を確保し、交流活動を促進するとともに、生涯学習センターを拠点とした展示会や芸術芸能鑑賞会など、身近に芸術文化のふれる機会を充実させていく必要があります。
- ◆ 文化団体やサークルの活動など町民の自主的な文化活動をさらに支援しながら、成果発表の場と鑑賞の機会を充実していく必要があります。
- ◆ 地域の歴史・文化を守り、後世に伝えていくために、史料の収集・保存体制の整備などを実施するとともに、文化財の保護・保存や展示場所の確保を図りながら、文化財保護委員会や文化財ガイド友の会などと協力し、文化財の理解と保護意識の啓発に努めています。
- ◆ 地域に残された文化財や史跡を生かしたまちづくりを進めるため、河村城跡の歴史公園の史跡整備を進めながら、遺構の一部公開に努め、文化財などの積極的な活用を図っていく必要があります。また、無形民俗文化財の保存と伝承については、その担い手不足と高齢化が課題となっています。



## ◎ 施策と事業



### 1 文化活動の推進

- ◆ 町民のニーズに応じた講座や講演会などを実施します。
- ◆ 各種文化団体、サークル等の活動を支援します。
- ◆ 世代間交流と地域における文化活動を支援します。
- ◆ 文化団体等の成果の発表機会の充実を図ります。
- ◆ インターネットなどを活用した町の文化情報発信の充実を図ります。

| 主な事業            | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------|--------|------|------|------|------|
|                 | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 文化団体連絡協議会の支援    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 高齢者等が持つ知識や技能の伝承 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

### 2 文化財の保護と活用

- ◆ 河村城まつりなどにより、文化財を生かしたまちおこしを進めます。
- ◆ 町固有の民俗文化財・歴史・文化財をとおり、観光事業と連携した取り組みを行います。
- ◆ 文化財めぐりコースの整備や、文化財ガイドとの連携を図ります。
- ◆ 山北のお峯入りや川村囃子などの無形民俗文化財の後継者育成を支援します。
- ◆ ホームページなどを利用し寺社や文化財に関わるわかりやすい情報発信に努めます。
- ◆ 生涯学習センターや学校などを文化財の展示場所として確保し、適正な状態で保管に努めます。
- ◆ 歴史を学び、楽しみのある空間として、県指定史跡河村城跡の史跡を整備します。
- ◆ 歴史資料の収集・保存システムの充実と活用を図ります。

| 主な事業                  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------|--------|------|------|------|------|
|                       | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 河村城址歴史公園の整備           | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 文化財ガイドボランティアガイドの育成・支援 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標       | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|----------|----|----------|----------|
| 文化財講座参加者 | 人  | 75       | 100      |

## 第3節 | 人権尊重のまちづくりの推進

### 第1項 男女共同参画社会の推進

#### ◎ 基本方針



男女が互いの生き方を尊重し、家事や子育てを役割分担するなど、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

#### ◎ 現状と課題・必要性



- ◆ 社会構造の変化により、女性の社会進出と併せて、その能力に対する社会的期待感が高まっています。
- ◆ 男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきています。しかし、依然として労働条件の待遇には性別格差が残り、仕事と家庭とを両立させる体制も十分とは言えないことから、子育て支援や介護支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る必要があります。
- ◆ 配偶者や恋人などのパートナーから暴力を受ける、ドメスティック・バイオレンス問題への対応も課題となっています。
- ◆ 人口減少や少子高齢化などを背景に、持続可能な社会の発展を目指すうえで、男女を問わず、個人がその個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められています。
- ◆ やまきた男女共同参画プランに基づき、講演会や男女共同参画セミナーの開催などを実施していますが、さらに学校、家庭、職場、地域などあらゆる場をとおり、男女共同という意識づくりと女性の社会参加の支援などの取り組みを進めていく必要があります。

## ◎ 施策と事業



### 1 男女共同参画社会の推進

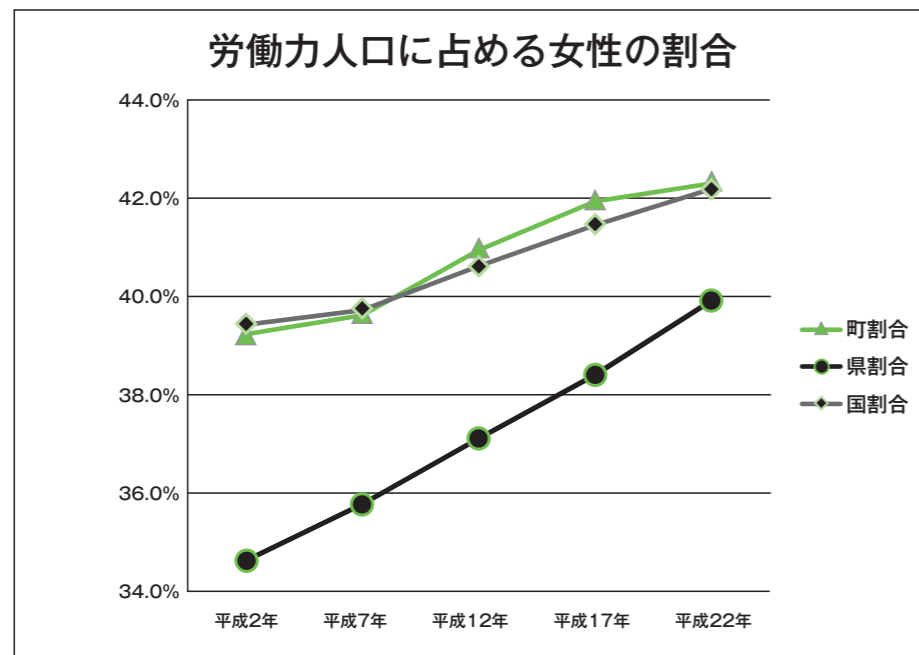
- ◆ 男女共同参画の理念について、講演会等の開催により機会を設けて啓発活動を進めます。
- ◆ 町が設置する審議会などへの積極的な女性の登用を図り、多様な分野に女性の視点を反映させ、女性の社会参加を促進します。
- ◆ 学校の教育活動全体をとらして児童・生徒へ男女共同参画の意識づくりを進めます。

| 主な事業             | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|------------------|--------|------|------|------|------|
|                  | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| やまきた男女共同参画プランの推進 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 講演会等の啓発活動        | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 人権に関する啓発活動の推進    | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標            | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------|----|----------|----------|
| 審議会などへの女性の登用率 | %  | 28       | 30       |



資料:企画財政課

## 第2項 人権尊重のまちづくりの推進

### ◎ 基本方針



町民一人ひとりの人権が尊重され、互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、差別がなく誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発を効果的かつ継続的に推進します。また、関係機関、人権擁護委員等との連携を図りながら、人権相談に関する取り組みについても積極的に推進します。さらに、すべての町民の人権が尊重される明るく住み良いまちづくりの実現のため、町民とともに取り組みを進めます。

### ◎ 現状と課題・必要性



- ◇ すべての人々の基本的人権が尊重され、平等で住みよい社会の実現を目指し、人権・同和啓発推進協議会の運営を図りながら、人権問題講演会の開催や啓発チラシの全戸配布、リーフレットの作成、さらに学校における人権意識を育てる教育や人権擁護活動などを継続して進めています。
- ◇ 互いに人権が尊重され、誇りをもって生きることができるよう、あらゆる機会を通じて、人権教育や人権啓発活動を進めるとともに、人権擁護委員と連携し、人権擁護活動を推進していく必要があります。
- ◇ 町民のプライバシー意識が高まる中で、相談が複雑かつ多様化しており、地域に根づいた人権擁護活動として、相談事業等の充実を図ることが必要です。

## ◎ 施策と事業



### 1 人権尊重のまちづくりの推進

- ◆ 多様化する人権課題について正しい理解と認識を深めるため、人権教育や町民啓発活動に取り組みます。
- ◆ 人権擁護委員と連携して人権相談体制の充実を図ります。
- ◆ 人権・同和啓発推進協議会を中心に人権推進体制の充実を図ります。

| 主な事業                  | 実施予定期間 |      |      |      |      |
|-----------------------|--------|------|------|------|------|
|                       | H 26   | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 |
| 人権関係学習会等の開催           | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 広報紙、パンフレット等による啓発活動の実施 | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 心配ごと相談、法律相談の充実        | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |
| 人権・同和啓発推進協議会活動の充実     | ○      | ○    | ○    | ○    | ○    |

## ◎ 指標



| 指標            | 単位 | 現状値(H24) | 目標値(H30) |
|---------------|----|----------|----------|
| 人権関係学習会等の参加者数 | 人  | 420      | 460      |

